

多摩市

子ども・若者の権利を保障し 支援と活躍を推進する条例

令和4年4月1日施行



どのような環境に生まれ、暮らしていても、子ども・若者の皆さんが未来への希望を失うことなく、助け合いながら、育ち暮らしていけるようにと
思いを込めてこの条例がつけられました。

「子ども・若者を誰一人取り残さず、大切にするまち・多摩市」を目指して



©多摩市

健幸都市



多摩市

条例について、詳しい内容は多摩市公式ホームページをチェック



前文

今、生きづらさや困難を抱える子ども・若者の問題が深刻化しています。経済格差の拡大や地域のつながりの希薄化といった社会の不安定さや分断が子ども・若者を取り巻く環境に大きな影響を与えており、子どもの貧困、虐待、いじめの増加、不登校やひきこもりの長期化、若年層の自殺者数の増加などの課題が顕在化しています。

どのような環境に生まれ、暮らしていても、子ども・若者が未来への希望を失うことなく、助け合いながら、育ち暮らしていけるように、多摩市ならではの環境をつくることが重要です。

子どもの権利条約では、子どもを権利の主体として位置付け、生きる権利、育つ権利、守られる権利及び参加する権利を定めており、多摩市では、子ども・若者の権利として、これら四つの権利を保障し、子ども・若者の挑戦を応援します。

子ども・若者は、守られる存在であり、自ら考え、行動できる存在でもあります。周囲の人が子ども・若者の主体性を尊重し、子ども・若者が他者と互いに認め合うことによって、子ども・若者の自己肯定感や自信につながっていきます。

私たちは、子ども・若者の権利を共通認識として、さらに理解を深め、全ての子ども・若者が自分らしさを見出し、成長できるように、次の取組を進めます。

私たちは、子ども・若者の抱える困難をいち早く見つけ、その状況や意思に寄り添い、連携・協力し、切れ目のない支援を行います。

私たちは、子ども・若者の一人ひとりの意思を尊重し、自ら抱える課題や社会の課題と向き合い、解決に向けて挑戦する勇気をたたえ、結果にかかわらずその未来を応援します。

私たちは、このまちで暮らし、活動していることによる強みを生かして、子ども・若者とも力を合わせて、子ども・若者が活躍する多摩市の実現に向けて行動します。

私たちは、これまでの多摩市自治基本条例に基づく市民主体のまちづくりや、誰もが健やかで幸せを実感できる健幸都市・多摩市の実現に向けた取組をさらに進め、子ども・若者を誰一人取り残さず、大切にすまちな多摩市の実現を目指し、この条例を制定します。



目的

子ども・若者が切れ目のない支援を受けられる環境



子ども・若者がまちづくりに参画し活躍できる環境



全ての子ども・若者が、自分自身を認め、他者と互いに認め合いながら、将来にわたり希望を持って成長できるまちの実現

それぞれの価値観を認め合うことが自己肯定感や自信につながります。子ども・若者が自分なりの目指す姿に向けて取り組めるよう後押しするまちを目指します。

基本理念

子ども・若者の権利の保障



子ども・若者にとって最も良いことは何かを考え、尊重します。

切れ目のない支援



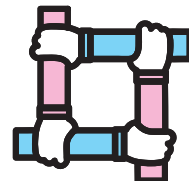
成長等に応じて円滑に支援される環境を整えます。

意見表明・まちづくり参画



意見表明やまちづくり参画ができる環境を整えます。

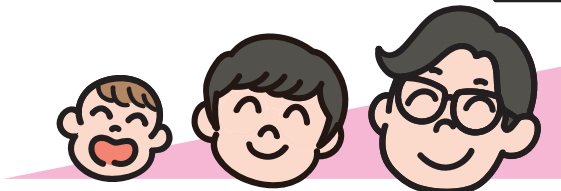
さまざまな主体の相互協力・相互支援



支援する側・される側という役割を固定せず、お互いに協力し支え合う関係をつくります。

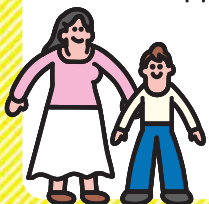
子ども・若者とは…

社会に出てから困難に直面する世代も含め、子どもから若者まで切れ目のない支援を行うことを目的として、おおむね30歳代までを子ども・若者と定義します。



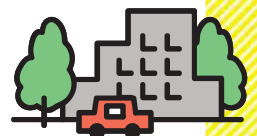
市民とは…

市内に住んでいる人、市内で働いている人、市内で学んでいる人、市内で活動する人・団体、市内で事業活動を行う人・団体



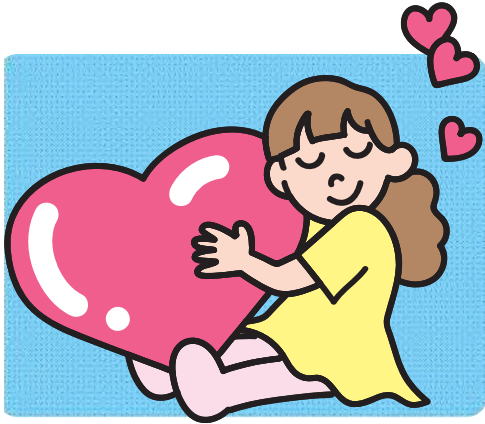
まちづくりとは…

市や地域のさまざまな主体が、それぞれの特性や強みを生かしながら、状況に応じて連携し、暮らしやすいまちをつくる活動



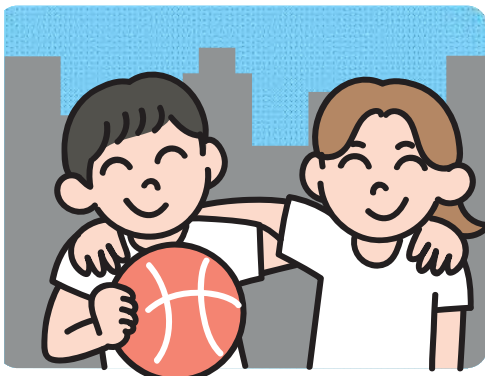
わかもの けんり 子ども・若者の権利

1994年に批准した子どもの権利条約では、大きく分けて「生きる権利」・「育つ権利」・「守られる権利」・「参加する権利」の4つが定められていますが、加えて多摩市では子ども・若者の「挑戦」を後押しすることを決めました。



生きる権利、
育つ権利、守られる権利、
抱える困難に応じて
必要な支援を受ける権利

命が守られること、能力を伸ばして成長できるように学び、遊ぶこと、暴力から守られることなどの基本的人権があり、困難に応じて必要な支援を受ける権利があります。



意見を表明し、
暮らしやすいまちの実現に
向けて参画する権利

自分の意見を伝えるのが得意な人も、苦手な人も、考えや思いを表明する権利があり、まちづくりに参画する権利があります。



結果にとらわれず、
自らの意思で挑戦し、
その挑戦を後押しされながら
成長する権利

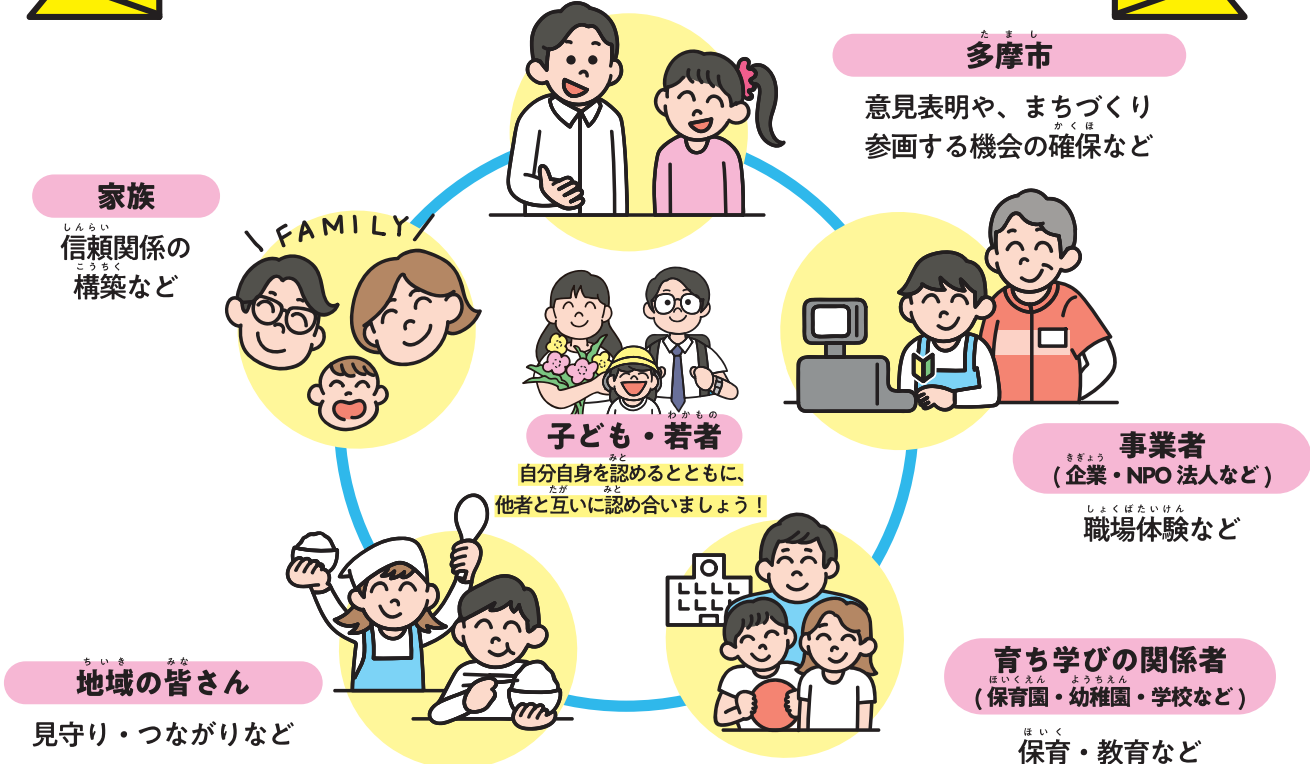
挑戦とは、自分の課題や困難を乗り越えようとする事、経験のないことや難しいことに取り組むことなど、人それぞれ違います。自分なりの挑戦は、結果にかかわらず成長につながります。



わかもの けんり
子ども・若者が権利を行使できるように
なるためには、まず自分の持つ権利を
知ることが大切だニャ。



しえん かつやく かんきょう 支援と活躍のための仕組み・環境づくり



やくわり やくわり 市の役割・市民の役割

<p>市民個人</p>	<p>子ども・若者の権利の尊重 子ども・若者の見守り、ともに活動、情報の提供、助言などの支援</p>	<p>特に大人世代は、子ども・若者の権利の尊重や見守りなどを自分の役割として認識し、行動します。</p>
<p>団体活動団体</p>	<p>それぞれの強みを生かした活動、他団体との相互連携</p>	<p>専門性や柔軟性などの強みを生かして活動し、市や他の団体と相互に連携します。</p>
<p>事業者</p>	<p>働く場・働く経験から得た知識の提供を通じた子ども・若者の育成</p>	<p>働く場を提供することで生計の基盤や活躍の機会をつくり、職場体験などを通じて子ども・若者の未来を育みます。</p>
<p>多摩市</p>	<p>基本理念にのっとった、総合的・具体的な施策と推進体制 基本理念の周知啓発 市と市民、市民同士の連携に向けた取り組み</p>	

信頼できる関係が身近にあることで、見守りの機能や子ども・若者本人の助けを求める力(受援力)が高まり、困っている子ども・若者の早期発見・早期対応につながります。

みんなで「子ども・若者を誰一人取り残さず、大切にすまち・多摩市」を目指しましょう！



©多摩市

